



平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 さが美グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 原 知己
(コード番号 8201 東証第一部)
問合せ先 執行役員 (業務本部長) 井上 岳治
(TEL : 0463-52-0860)

新株予約権 (有償ストック・オプション) の消滅に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において決議し、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員向けに発行した新株予約権のすべてが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第 1 回新株予約権

(1) 取締役会決議日	平成 29 年 5 月 30 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 31 年 6 月 19 日から平成 34 年 6 月 18 日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役及び従業員、当社子会社取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株あたり 120 円
(5) 発行した新株予約権の数	2,480 個 (2,480,000 株)
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

2. 新株予約権の消滅の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、以下に記載の新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

<当該新株予約権の行使条件>

新株予約権者は平成 30 年 2 月期及び平成 31 年 2 月期において、当社が下記 (a) 及び (b) に掲げる各条件のいずれも満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書) における

営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成 30 年 2 月期の営業利益が 315 百万円を超過していること

(b) 平成 31 年 2 月期の営業利益が 395 百万円を超過していること

(注) その他の行使条件等の詳細に関しては、平成 29 年 5 月 30 日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご確認ください。

3. 新株予約権の消滅日

平成 30 年 5 月 29 日（予定）

4. 新株予約権戻入益について

上記新株予約権の消滅により、平成 30 年 2 月期（平成 29 年 2 月 21 日～平成 30 年 2 月 28 日）において、特別利益として新株予約権戻入益 1,240 万円を計上することとなりました。

以 上